|第6章| 健康づくり運動の推進

府民一人ひとりの健康づくり運動を効果的に推進するためには、府民の健康づくりを支える環境の整備が必要です。

この章では、個人をはじめ、家族、保育所・幼稚園、学校、職場、保険者、行政など、 健康づくりに関わる様々な関係者が密接に連携をとりながら、それぞれの役割に応じ た健康づくりへの取り組み方を明確にしています。

1 ネットワークの構築

総合的な府民の健康づくり指針の実践目標を府民一人ひとりが取り組み、府民運動として発展させていくためには、個人の努力が基本となります。しかし、個人の取組だけでは解決できない社会環境が個々人の健康への取組に影響を及ぼしています。そのため、日常生活の中で府民を取り巻く様々な団体、組織が、府民の健康づくりへの実践活動を支援していくことが不可欠であり、関係団体が連携をとりながら、それぞれの役割に応じた整合性のある健康づくりに取り組んでいくことで、府民の健康づくりはより一層推進されるものと考えます。

そこで、府民の健康づくり運動推進協議会を立ち上げ、関係団体が相互に健康づくり事業の取組状況を把握し、事業の実施に際して協力や支援を行えるネットワーク化を図り、府民の健康づくりの推進のための短・中期的な事業の推進や連携について検討を行うとともに、長期的な視点に立って総合的に計画の推進を図ります。

2 運動の評価管理

府民の健康づくり運動で、2010年度を最終目標年度として設定している数値目標についての中間評価(2005年度)や最終評価(2010年度)を行うことは、府民の健康実態を把握し評価することで、行政や関係機関が取り組んでいる事業をより効果的に実施するための指標となるとともに、府民全体の健康を追求していく上での基本的な作業といえます。

そのため、必要な情報項目、今後基礎調査が必要な項目等の管理、収集及びデータベース化を 図り、保健所、市町村、関係機関等のデータの有効活用について検討し、評価管理が行えるように します。

3 健康づくり情報の提供

健康づくり運動を推進していく上で、健康づくりに関する情報は不可欠です。健康づくりに関する情報は、専門書、医療機関、雑誌、テレビなど様々なものから入手できますが、府民の健康づくり運動に関するホームページの開設をはじめ、府民の健康づくり推進に向けた健康情報や関係機関での先駆的・効果的な取組を、多くの機関から提供できるよう体制を整備します。



4 健康づくりのための環境整備

具体的に、府民の健康づくり運動を推進する組織(社会)とその取組は、次のようなものがあげられます。

府民(住民)の取組

- ▶本来、健康づくりは個人の努力が基本となることを自覚し、日常生活の中で積極的に健康づくりを実践するよう努める。
- ▶府、市町村、事業所、団体等が実施する健康づくり活動に積極的に参加する。
- ▶氾濫する健康情報の中で、偏った手法、誤った情報に惑わされることなく、正しい情報を見抜く力を身につける。

保育所・幼稚園における取組

▶園児に対し、食生活、体育活動など基本的な生活習慣を身につけるための教育・指導を積極的に行うとともに、保護者や家庭に対しても、健康づくりの実践に向けた知識の普及を図る。

学校における取組

▶児童・生徒に対し、食生活、体育活動、喫煙防止(防煙)など健康的な生活習慣を形成するための教育・指導を積極的に行うとともに、保護者や家庭に対しても、健康づくりの実践に向けた知識の普及を図る。

職場における取組

- ▶事業者等は従業員の健康状態を把握し、労働時間の短縮等の労働環境の改善を図るとともに 産業医との相談体制の充実や職場に健康管理担当者等を配置するなど、職場の健康化に努 める。
- ▶職員や家族への健康教育を行うとともに、健(検)診の受診を勧奨するほか、機関紙や広報 紙等を活用した健康づくり実践の普及啓発を積極的に推進する。
- ▶職場における分煙やメンタルヘルス対策の推進を図る。

地域における取組

▶老人クラブ、地域婦人会、PTA、ボランティア団体等の地域で活動する各種団体は、お互いに仲間の健康づくりを推進するためのネットワークを結び、健康支援協働者として積極的に活動する。

市町村の取組

- ▶住民により身近な行政機関として各種保健事業を実施するとともに、住民とともに地域における健康づくりの仕組みを作り、健康的なまちづくりを推進する。
- ▶住民や地域の健康指標を設定し、他の地域との比較などにより健康課題と目標を明らかにし、 改善に努める。

保健医療専門家の取組

- ▶保健医療専門家(職能団体)は自らの専門性を生かし、団体単独又は他機関と連携しながら、 健康教育・実践指導を積極的に行う。
- ▶医師、歯科医師においては、健(検)診機関としての精度管理の充実を図るとともに、受診しやすい健(検)診などに努める。

府の取組

- ▶府民の健康づくりに関して、国や府の他の行政計画との整合を図りながら、さらに全庁的な取組を強化する。
- ▶市町村、学校保健、保健医療専門家(職能団体)、企業等関係団体等との連携を図り、各機関が 推進する健康づくり活動を支援するとともに、それらの総合調整及び評価等を行い、府民の健 康づくり運動を推進する。
- ▶健康づくり推進の進捗状況を把握し、評価するためのデータベースを構築するとともに、必要な調査・研究を行う。
- ▶早急に対策が必要と思われる事業については、関係団体と連携しながら主体的に事業を実施する。

